

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

2021 年度 事業計画

(公財) 横浜市男女共同参画推進協会（以下、「協会」）は、横浜市において男女共同参画を推進していくという公益的使命を果たしていくため、以下の方針のもと横浜市男女共同参画センターの指定管理に係る事業及び市の補助金に係る事業等を実施していきます。

1 SDGs の視点や国及び市の男女共同参画に関する計画等を踏まえた事業の取組

国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つであるジェンダー平等の実現に向けて、また国の第 5 次男女共同参画基本計画及び第 5 次横浜市男女共同参画行動計画を踏まえ、行政、NPO、企業等と協働して事業を実施し、地域における男女共同参画推進拠点としての役割を果たします。また横浜市との協約目標の達成に向けた取組を進めます。

2 コロナ下における事業の取組

新型コロナウイルス感染拡大により、女性の仕事や暮らしへの影響が社会問題としてクローズアップされている状況を考慮し、支援の必要な層に向けての事業を拡充するとともに、コロナ下における男性の働き方や家族との向き合い方など新たなテーマにも取り組みます。また、感染防止への対策を行いながら、対面による事業のほか、オンライン手法を取り入れるなど、安全かつ波及力のある事業の推進に努めます。

3 若年層に向けた新たな事業

第 4 期指定管理提案書では重点取組に関する方針として、「若年層に対する支援の強化」を掲げています。2021 年度は、女子児童や女子高校生に STEM 分野（Science, Technology, Engineering and Mathematics）への興味関心を育み、進路選択を促す事業を実施するほか、中学・高校生を対象とした SNS 相談の試行を拡充するなど、若年層に向けた事業を積極的に展開します。

4 健全な財務状況の維持

協会が男女共同参画社会の実現に向けて使命を果たしていくためには、安定した経営基盤が不可欠です。指定管理料の減額やコロナ下における施設利用料収入の減少等、厳しい財政状況を踏まえ、効率的な予算執行による支出の削減に取り組めます。また、講座参加料等の見直しのほか、事業の成果物の販売や、外部資金獲得などにも取り組み、収入増に努めます。

2021 年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業区分

.....財団運営.....

・評議員会、理事会運営、指定管理者連携調整、その他の業務

.....男女共同参画推進事業【公益目的事業】.....

1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

.....その他事業.....

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては、評議員会、理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会、理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業 【公益目的事業】

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

男女共同参画に関する情報リソースセンターとして、ジェンダー平等に関するさまざまな情報・資料を収集し、提供・発信します。選書を含む資料収集、データ装備、データベース管理などの情報事業の中心的機能はセンター横浜が担い、資料提供は3館で行います。

選書は、「横浜市男女共同参画推進協会情報ライブラリ資料収集方針及び選定・廃棄基準」に基づいて行います。また、センター横浜では、専門図書館の特徴を活かし、企業研修や学

生のレポート等に役立つ資料等の相談に対し、レファレンスを強化します。

(1) 男女共同参画の専門ライブラリとして資料を収集・提供

固定的な性別役割の払しょく、男女の経済格差の是正、ジェンダーに基づく差別と暴力の根絶、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの意識の浸透など、男女共同参画にかかわる課題解決に役立つ実用書を重点的に収集します。センター横浜では、女性のライフステージ全般から、生き方、こころとからだ、しごとなどの分野の資料を総合的に収集するほか、センター横浜南では若年女性、ひとり親、外国人女性等が抱える女性の課題解決に関する資料等、センター横浜北では、女性の就労支援、市民活動支援、子育て支援、女性の表現活動に関する資料等といった、各施設の事業と関連する図書資料を提供します。なお、3館で収集数は約880冊（図書）とし、貸出数62,600冊（図書、雑誌、視聴覚資料、ポスター）を目標数とします。

(2) 情報リソースセンターとしてのライブラリ活用の促進

男女共同参画を推進するための広範な情報と資料を備えた情報ライブラリでは、通常のレファレンスサービスのほか、テーマや対象に応じた男女共同参画資料の相談や照会を行い、資料の活用促進をはかります。また、子育て支援拠点やコミュニティカフェ、病院等の近隣施設にたいし、図書セット貸出事業「フォーラム文庫」を通じて、所蔵する図書の有効活用を図ります。資料の利用推進のため、3館巡回展示やテーマ別資料リストの作成、「新着図書ピックアップ」等の情報発信にも注力します。

2 調査研究・事業開発事業

(定款 第4条第1項第2号)

国の法改正や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成促進をめざすための今日的課題を明らかにすることを目的に、必要な調査研究を実施します。また、男女共同参画センターの各現場から見える課題と、社会課題に対応するための事業開発にも取り組みます。

(1) 新たな社会課題の可視化と課題に向けて

センター横浜では、前年度に行政職員向けハラスメント防止研修動画を制作しました。コロナ下において、各企業や団体からの講師派遣の要請も減少していることから、新たに企業等を対象とした研修教材を制作し、成果物は販売を行います。

センター横浜南では、前年度に市内外国人女性の生活状況について、支援機関や団体へのヒアリングを行ったことから、今年度は当事者へのインタビュー調査を実施します。また、前身である「横浜市婦人会館」のアーカイブ制作プロジェクトを発足し、市中央図書館と連

携して、イベントを開催します。

センター横浜北では、デジタル分野における女性技術者や研究者の育成の重要性を鑑み、女子高校生向けのコーディング講座を助成金等の活用によって、新規に開催します。

本部事業企画課では、女性の生活基盤となる「住まい」の課題をとらえ、調査に着手します。

3 広報啓発事業

(定款 第4条第1項第2号)

男女共同参画についての理解を広め、深めるために、ホームページやSNS、広報誌等多様な媒体を用いて、市民に向けてわかりやすく発信します。また、啓発講座やセミナーの開催を通して、男女共同参画の理解を促進するほか、職員による講師派遣も積極的に進めます。

(1) 多様なメディアを通じて積極的な広報を展開

広報誌「フォーラム通信」、ホームページ、テーマ別サイト、SNS、ちらし等のツールを使い分け、さまざまな世代の市民に男女共同参画のメッセージが届くように工夫します。ホームページによる事業の周知のため、アクセス解析ツールを用いてユーザーの行動を分析し、必要な改善策を実施していきます。また、施設利用の活性化や事業の利用促進・充足率の向上に向けて、近隣施設や関係機関と連携した広報活動を行っていきます。

(2) 広報啓発キャンペーンの実施

SDGs 5 番目のジェンダー平等を表現したロゴを広報物やホームページ上に掲載し、協会一丸となつての取組をアピールします。また、主に若年層に向けて、著名人からのメッセージを織り込んだオリジナルしおりやポスターを、国際女性デーや国際ガールズデー、女性に対する暴力をなくす運動等にあわせて公共機関に配布、掲示するなど、男女共同参画推進に向けた啓発キャンペーンを行います。

(3) 企業との連携で女性活躍を推進

センター横浜、センター横浜南では企業と連携して、女子児童のSTEM (Science, Technology, Engineering and Mathematics) 分野への興味関心の促進を目的にしたリケ女育成事業を実施します。センター横浜では男女共同参画週間にあわせ、女性の生涯にわたる健康づくりを目的とした女性アスリートによる講演会を開催します。

(4) 地域や企業へのアウトリーチとして、職員を講師派遣

男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、地域防災と女性、女性の就労支援や大学のキャリア教育等、地域や企業からのニーズに応える講師派遣事業を継続し、3館及び本部で横断的に職員の講師養成に取り組みます。

センター横浜では、組織のハラスメント防止対策を進めるために、市内中小企業の人事担当者向けのセミナーを継続実施し、講師派遣についてもPRします。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

ジェンダー不平等に起因する市民の悩みを受け止め、相談者自身が解決する力を発揮できるよう、心とからだと生き方の相談、横浜市DV相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度の3つの相談窓口を継続します。

電話相談は、センター横浜の「心とからだと生き方の電話相談」で集中的に対応します。心とからだと生き方の相談は、相談者の希望に応じて各センターで面接相談を実施し、安全で切れ目のない支援を行います。デートDV防止啓発出前講座を開催する市内中学・高等学校、教育委員会等関係機関と連携し、SNSを使った相談を夏休みと春休みに拡充して試行実施します。

(1) 心とからだと生き方の総合相談

① 電話と面接による個別相談

電話相談、面接相談とも、固定的な性別役割や男女格差に起因する生きづらさを受け止め、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を整理し、解決していくプロセスを支援します。個別相談は電話相談を入口とし、予約制で面接相談を実施し、必要に応じて弁護士や精神科医による相談を実施します。

② 性暴力被害女性のためのセルフケアグループ

性暴力被害者が、被害に起因する症状やセルフケアについて知る機会を提供し、人や社会とのつながりを取り戻すきっかけづくりを行うセルフケアグループを開催します。

③ 自助グループ支援

同じ悩みを抱える当事者が経験や情報を分かち合う自助グループを公募し、3館でミーティングスペースや一時保育を提供します。安心してミーティングができる環境をつくり、活動を支援します。

④ 地域の関係機関との連携強化

地域子育て支援拠点の職員や民生委員等に向けて、家族・DV・性被害などをテーマにした講師派遣や合同カンファレンスなどを実施し、地域における女性に対する暴力の防止や被害者支援、男女共同参画の推進に役立てます。

⑤ 若年層向けのSNS相談の試行拡充

市内中学・高等学校等と連携し、SNSによるデートDVに関する相談を春休み、夏休みの期間に実施します。

(2) 横浜市 DV 相談支援センター業務

こども青少年局こども家庭課及び 18 区福祉保健センターと連携し、横浜市 DV 相談支援センターの相談業務を担います。相談者の安全を最優先にした対応を行います。

(3) 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

「横浜市男女共同参画推進条例 10 条」に基づき、女性、男性、セクシュアル・マイノリティであること等を理由とした性別による差別等の人権侵害についての相談、申出に対応します。

5 講座事業

(定款 第 4 条第 1 項第 4 号)

男女共同参画を推進するための学習・研修型の事業を 5 つのテーマ別の枠組みで展開します。

(1) 女性の就業支援事業

女性の経済的自立を支援する女性の就業支援事業をセンターの中核的事业と位置付け、充実させます。再就職・転職・働きたい女性のための総合相談窓口「女性としごと 応援デスク」やひとり親を対象とした就労支援セミナーを 3 館で開催します。

センター横浜では、起業準備相談やホームページ・SNS 相談等と各種セミナーにより、女性の起業を支援します。「女性起業家たまご塾」は、起業ニーズを持つ女性の掘り起こしから、ビジネスプランを練り、ホームページを開設するまでの、起業の初期段階の支援を重点的に行います。女性の活躍を応援する管理職対象講座や企業で働く女性のリーダーシッププログラムは、神奈川県や横浜市等との連携も視野に実施します。また、就業に欠かせないスキルを身につけるための「女性のためのパソコン講座」を継続実施します。

センター横浜南では、困難を抱える若年女性の就労支援に加え、「女性としごと 応援デスク」の枠組みで、オンラインにより労働サポート相談を実施します。また、施設工事による休館期間もあることから、若年女性の就労体験の場である「めぐカフェ」の運営を見直します。

センター横浜北は、3 館の「女性としごと 応援デスク」の事務局として、印刷物やHPでの情報発信、アウトリーチを含むミニセミナーの実施を通じて、新たな利用者層の開拓を行います。新型コロナウイルス感染症拡大により、失業・休職を余儀なくされた女性の就職支援、性別役割分業意識を背景としたケア役割の負担増による働き方の見直しなどのニーズに丁寧に寄り添い、ひとり一人をサポートします。また今後の事業展開に向けて、相談内容の分類や集計方法等の見直しもあわせて行います。

本部事業企画課では、横浜市からの受託事業（内閣府による地域就職氷河期世代支援加速

化交付金交付金事業、【横浜市】就職氷河期世代応援パッケージ」により、前年度に実施した、非正規職シングル女性当事者や企業等への各種調査結果を活かし、新規に就職氷河期世代シングル女性の就労支援事業を展開します。

また、「女性としごと 応援デスク」を拡充し、横浜市民女性を対象に、コロナ下においての減収や家計のひっ迫等の不安や困りごとについて、通話料無料の相談を開設します。ワンストップ窓口として、必要な情報提供を行います。

（２）ワーク・ライフ・バランス支援事業

男女を対象に、ワーク・ライフ・バランス（WLB）を推進する事業を実施し、働きやすく暮らしやすい社会の実現をめざします。

センター横浜では、乳児をもつ父親向けの子育て講座を新規に開催するほか、３館でNPOと協働し、男性の育児参加を促す子育てひろばを開催します。

センター横浜北では、働く男女の両立支援セミナーとして保育園情報や地域のサポート資源を紹介する講座のほか、介護離職を防ぐための情報提供セミナーをそれぞれオンラインで開催します。また、子どもの部屋に常設される親子のひろばの運営を通して、男性の育児参加や父親同士の交流を促進します。

（３）心とからだのセルフケア事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援する目的で事業を行います。尿失禁や更年期症状など、女性特有の健康課題に対応する体操教室のほか、産後女性のためのプログラムや、乳がんなど、術後のリンパ浮腫等の改善をめざす運動プログラムをセンター横浜南、センター横浜北で展開します。センター横浜では、働く女性を主たる対象にコロナ下での運動不足や心身のストレスケアに着目した運動プログラムを実施します。

（４）女性の暴力防止と被害者支援事業

女性に対するあらゆる形態の暴力をなくす啓発事業と、暴力被害を受けた女性の支援事業に取り組みます。「女性のためのライフプラン講座」は、女性が経済面を含めた生活設計を主体的に考えるための講座として、夫婦関係や離婚をめぐる法律編と離婚後の生活再建編の２本立てで実施します。「女性への暴力防止啓発キャンペーン」は休館中のセンター横浜南を除き、２館で実施します。

このほか、センター横浜では、DV等心に大きな傷を残す体験からの回復をめざす「女性のための心のケア講座」や、中学・高校生向けの「デートDV防止啓発出前講座」の開催に、NPOとの連携で取り組みます。

（５）施設活性化事業

３館の施設活性化を目的とした事業を実施します。

センター横浜及びセンター横浜北では、調理・工作・工芸に活用できる設備を備えた生活工場の運営を通して、利用者どうしの活動交流を促し、市民の生活自立や夫婦・家族間での家事シェアなどについて、利用者に働きかけていきます。

また、センター横浜では、予約が少ないホールの夜間利用の活性化策として、付帯設備であるグランドピアノを時間単位で利用できる「ピアノ・レッスンの夜」を継続します。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

NP0・市民グループや、企業、学校、医療機関、行政機関等、多様な主体と協働して事業を行い、男女共同参画を推進します。市民グループ等とのネットワーク形成事業として、市内のNP0・市民グループ等と男女共同参画の推進に資する企画を、男女共同参画センターでの協働事業として実施します。

(1) 市民グループ等とのネットワーク形成事業

時代のニーズに合った男女共同参画の実現に資する事業企画(講座・ワークショップ)を地域のNP0や市民グループ等から公募し、外部専門家を交えた選考会で決定した事業を、協働で実施します。

センター横浜では、「男性の家事、子育てを視点においたワーク・ライフ・バランス」や「ジェンダー視点を活かした身近な暮らしの安心安全づくり」をテーマに3企画を公募します。

センター横浜北では、「コロナ下における男女共同参画」、「女性に対する暴力防止(パープルリボン運動実施期間対象)」をテーマに3企画を公募します。

(2) 横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

センター横浜北は、引き続き、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して、「あざみ野サロン」等の協働事業に取り組みます。また、複合施設の特徴を活かし、「ジェンダーとアート」をテーマにしたトークイベントを開催します。

施設の利用促進や市民参加の機会提供として、アートフォーラム周年記念事業を開催します。

(3) 多様な主体との協働事業

行政機関、教育機関、市民団体、自治会町内会、PTA、地元企業等、さまざまなセクターとの連携をいっそう強化し、新たなニーズ把握と利用の働きかけを行います。

3館の一時保育事業は、事業参加者や施設利用者を対象とし、NP0との協働により安心・安全を第一に運営します。

センター横浜とセンター横浜北では、性的少数者の当事者や家族、教員などの支援者のた

めの交流と情報交換の場「FriendSHIP よこはま」について、横浜市、当事者団体に対し協力を行います。

センター横浜では、さまざまな依存症等、生きづらさを抱えた当事者や家族・支援者が集う「アディクション・セミナー」を、市民団体と連携して継続実施します。

センター横浜南では、めぐカフェの就労体験や社会参加体験事業の一環として、地場野菜・手しごと作品の販売を行う「フォーラム南太田マルシェ」を地域施設・機関と連携します。

センター横浜北では、「地元の人・産物交流マルシェ」を通じて、北部方面で農を担う女性たちの農産品・加工品の販売機会を提供します。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第4条第1項第6号)

施設管理面では、男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ総合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場の提供をします。

コロナ下においては、感染症拡大防止の一環として、各施設内の定期消毒、全館空調システムによる換気の実施を行うほか、利用者へのガイドラインの提示、チェックシート等を用いた感染予防への理解と協力の呼びかけを行います。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3館に導入されている「管理標準」をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるよう、日々適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。地震、台風やゲリラ豪雨などの荒天時は、利用者の安全を第一に捉えて施設利用・事業実施の判断を行うなど、危機管理対策に努め、利用者に迅速かつ丁寧に周知します。また、3館ともに大災害時の帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、センター横浜南は補充的避難場所にも指定されていることから、災害対応マニュアルを活用しての実践的な防災訓練を行い、いざというときに備えます。

センター横浜南では、横浜市による大規模修繕事業として外壁改修、屋根取り換え等の工事による4か月間の休館を予定しており、利用者への事前告知と工事期間中の利用者対応について、適切に対応を行います。

センター横浜では、同じく大規模修繕事業として予定されているホール吊り天井の脱落対策工事（2023年度工事）の実施設計やそれに伴うホール等利用者への影響について、横浜市と調整を行いながら、市民への周知を開始します。

センター横浜北では、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設の主たる管理者として、引き続き（公財）横浜市民芸術文化振興財団や建物管理委託会社との連携を通して、施設全体の現状と課題を共有し、利用者にとって安心・安全・快適な施設管理運営を行います。

なお、コロナ下において3館の施設稼働率が大幅に低下している状況もあり、LAN回線が利用できる有料施設のPRなどを含め、利用促進に向けて広報を強化します。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部（126.25 m²）を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。
なお、使用料（2021年度 2,909,796円）は、全額免除となっています。

Ⅲ その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター3館で行います。これらの事業で得た収益は、上記Ⅱの公益目的事業の財源とします。

2021 年度 男女共同参画センター3 館における取組概要

以上の方針を踏まえ、市民から必要とされる男女共同参画センターをめざして、各館では次のように事業を展開していきます。

I 男女共同参画センター横浜

コロナ下では、それまで見えづらかった暮らしや仕事における課題、脆弱さや不透明感が一気に顕在化しました。今後に不安や困難を抱える女性のニーズを受け、エンパワメントや課題解決につながる相談や講座・セミナーに注力します。

相談センターでは電話と面接に加え、若年世代に向けた「デート DV」SNS 相談の試行を拡充します。またしごと関連の相談では、キャリアカウンセリングや職場のハラスメント相談を継続実施し、起業 UP ルームでの各種相談も通年で実施します。

また、今日的な男女共同参画テーマを、市民に向けてアピールする広報啓発にも力点を置きます。6 月の男女共同参画週間には女性の生涯にわたる健康の重要性をテーマに、女性オリンピックアンによる講演会を企業からの協賛金を得て実施します。

11 月の女性に対する暴力をなくす運動期間には、パープルリボンをモチーフとした啓発事業を行います。

主な取組

- (1) 男女共同参画に関するリソースセンターとしての情報ライブラリの利用促進【新規】
- (2) 企業等へのハラスメント防止啓発研修動画の活用促進（販売）と講師派遣【一部新規】
- (3) 中学・高校への「デート DV 防止啓発出前講座」の実施と SNS 相談の施行拡充
- (4) 「女性としごと応援デスク」の個別相談、キャリアカウンセリングの出張開催を拡充
- (5) 女性起業家支援のすそ野を広げるために対象とテーマに応じてオンライン事業開催
- (6) コロナ下で顕在化した産後うつやシニア世代女性の体力低下、働く女性の心身のケアなど女性の健康課題に着目したプログラムの実施、講演会の実施【一部新規】
- (7) パープルリボンをモチーフとした手しごとを通じた女性への暴力への啓発サロン

Ⅱ 男女共同参画センター横浜南

長寿命化対策工事による4か月間（10月～1月）の長期休館中、「性暴力」「男性の生きづらさ」等をテーマとしたトークイベントをセンター横浜で、国際ガールズデーには、韓国女性文学翻訳家による講演会をセンター横浜北で、いずれも対面とオンラインを組み合わせ実施します。

前年度に市内外国人女性の生活状況について、支援機関や団体へのヒアリングを行ったことを踏まえ、今年度は当事者インタビュー調査を実施します。

また、若年無業女性支援事業を継続実施するとともに、就労体験の場である「めぐカフェ」の運営について見直しを行います。

主な取組
(1) 施設の大規模修繕・休館対応
(2) 「性暴力」「男性の生きづらさ」「韓国文学と女性」等をテーマとしたトークイベントの対面とオンラインを組み合わせ開催
(3) 「ガールズ編 しごと準備講座」、社会参加体験、就労体験事業の運営(前期)
(4) 「めぐカフェ」の運営方法の見直し
(5) 中高年シングル女性のための生活設計セミナーを実施
(6) 「女性としごと 応援デスク」で個別相談を実施(図書館での出前相談含む)
(7) 横浜市外国人女性の生活状況調査を実施

Ⅲ 男女共同参画センター横浜北

第4期指定管理期間の重点取組である「働き方改革やワーク・ライフ・バランス事業の強化」として、6月の男女共同参画週間に、男性の生きづらさやコロナ下で変わる働き方への意識をテーマにした講演会を、新たに開催します。

また、同じく重点取組の「若年層に対する支援の強化」や「女性リーダー育成及びネットワーク化」に資する新規事業として、助成金等を活用し、女子の理系進路選択支援を主催している団体と連携して、女子高校生の理系進路選択支援や、ITで課題解決できる人材育成を目的に新規事業に着手します。

「女性としごと 応援デスク」では、新型コロナウイルス感染症拡大により、失業・休職を余儀なくされている女性の就職支援、性別役割分業意識を背景としたケア役割の負担増による働

き方の見直しへのニーズに丁寧に取り組みます。

コロナ下で顕在化した産後女性の健康課題や、乳がん・尿失禁など女性特有の健康課題をもつ女性の生涯にわたる健康づくりの支援事業として、体調に応じて参加できる体操プログラムを提供します。

男女共同参画センター横浜北は、3館の中で唯一の複合館であるため、その特徴を活かし、横浜市民ギャラリーあざみ野との連携による「ジェンダーとアート」や「あざみ野サロン」などの取組を継続します。

主な取組
(1) 「男性の生きづらさ」をテーマに、男性向け講演会を開催【新規】
(2) 女子高校生の理系進路選択支援として、コーディング講座を開催【新規】
(3) 「女性としごと 応援デスク」 働きたい女性のためのマナー&ライフプラン相談を拡充
(4) 「女性としごと 応援デスク」の相談内容の分類や集計方法を見直して全容を把握
(5) 働く男女の両立支援セミナー（はじめての保育園、介護離職防止）のオンライン化を継続
(6) 産後うつや女性の生涯にわたる健康課題に対応した体操講座を実施
(7) 「ジェンダーとアート」「あざみ野サロン」等、横浜市民ギャラリーあざみ野との連携事業を継続